

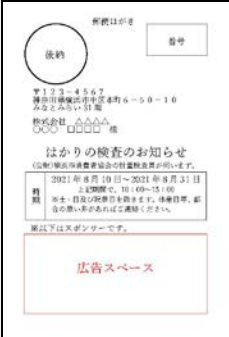
広告募集案内【見積合せ】  
(印刷物広告掲載仕様書)

横浜市が発行する、はかりの定期検査通知はがきに広告を掲載する事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

名 称	横浜市計量検査所「はかりの定期検査通知はがき」			
内 容	<p><b>【事業の概要】</b>  <b>●計量検査所では安全で快適な消費生活の実現に寄与する仕事をしています</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーマーケットの「500g」と表示された鶏の唐揚げ</li> <li>・調剤薬局で処方された粉末の薬</li> </ul> </div> <p>これらの量は、はかりで計量して数値を示すなどしています。しかし、はかりによって基準となる数値が異なっていたり、はかりの故障により正しい値を示したりしていなかったら、市民の安全・安心や健全な経済活動に大きな影響を及ぼします。</p> <p>計量検査所では「適正な計量」を確保するために、取引・証明に使用されるはかりを定期的に検査しています。はかりの定期検査は、計量法により2年に一度実施することが義務付けられています。</p> <p><b>【定期検査通知はがきの概要】</b>                  検査対象者に対し、約1週間前にはがきを郵送し検査期間を通知します。                  検査は市内18区を南北に分けて、年度ごとに実施しています。                  (偶数年度は南部10区、奇数年度は北部8区。)                  年度あたりの対象は、約2,900件です。</p> <p><b>検査の対象事業者・直近実績</b> ※対象者の詳細は別紙参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和元年度 (北部エリア対象)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤薬局 (743件)</li> <li>・学校及び公共施設等 (633件)</li> <li>・病院、診療所等 (465件)</li> <li>・ほか 小売業、宅配便、飲食店など 約1,000件</li> </ul> </td> </tr> </table>		令和元年度 (北部エリア対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤薬局 (743件)</li> <li>・学校及び公共施設等 (633件)</li> <li>・病院、診療所等 (465件)</li> <li>・ほか 小売業、宅配便、飲食店など 約1,000件</li> </ul>
令和元年度 (北部エリア対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤薬局 (743件)</li> <li>・学校及び公共施設等 (633件)</li> <li>・病院、診療所等 (465件)</li> <li>・ほか 小売業、宅配便、飲食店など 約1,000件</li> </ul>			
規格・判型	はがき(148mm×100mm)			
発行部数	約2,900部(年度あたりの発行件数)			
配布期間・頻度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(随時発送)			
配布方法	定期検査の対象者へはがきを郵送			

▼はがきレイアウト



■広告内容

掲載場所	スペース(縦×横)	枠数	色数	予定価格(1枠、税別)
はがき宛名面 下部	35mm×80mm	1枠	モノクロ	公表しません

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

■原稿の制作等

初稿入稿締切	令和3年 1月20日（水）
最終入稿締切	令和3年 2月 2日（火）

- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 広告料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。  
（データ形式：JPEG）
- ※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。  
広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。
- ※ 入稿時には出力見本を添えてください。
- ※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご注意ください。

■申込み

申 込 条 件	広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又はご持参ください。 ※全枠一括申込のみ可
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和2年11月10日（火）
申 込 期 間	令和2年11月10日（火）～令和2年12月25日（金）17:00
申 込 先	（担当課名）横浜市 経済局 消費経済課 計量検査所 （所在地）〒 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 （TEL/FAX）TEL 045- 671 - 2587 / FAX 045 - 664 - 9533 （Eメール）ke-keiry@city.yokohama.jp

## 定期検査の対象となる業種（令和元年度実績より）

「はかり」の定期検査では、以下のような業種が対象となっています。  
商取引をはじめ、薬局での薬の調合や健康診断等、健康管理に関しても活用されています。

## 1 検査対象件数が多い業種等

はかり検査の対象	件数（全体割合）	主な使用方法
調剤薬局	743 件（26%）	調剤にかかる薬剤等の計量で使用
学校及び公共施設	633 件（22%）	健康診断における体重測定にて使用
病院・診療所等	465 件（16%）	診療における体重測定にて使用

## 2 検査対象に該当する業種等

上記のほか、検査対象として次のような業種が挙げられます（全体の 36%相当）。

- 飲食料品に関する卸売り・小売業（鮮魚店、精肉店、青果店）
- スーパー      ● 米穀類      ● 惣菜      ● 一般飲食店
- 製造・販売業等      ● 宅配便      ● 質屋等      ● その他（家具・物流等）

広告掲載申込書（印刷物・施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	はかりの定期検査通知はがき		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

# 見 積 書

令和 年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 はかりの定期検査通知はがき

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。